

A 1 3 1 (実習)		特許発明の書き方（電気・機械）
講座レベル ★★	発明の捉え方、出願できる発明、有効な特許とは 発明原稿の書き方、特許請求の範囲とは？	
講師	弁理士 本山 泰（山川国際特許事務所、元 日本電信電話(株) 知財セク担当部長）	
日程・場所	東京会場	
	7 月 10 日（木）	
時間	1 日間（10:00～16:00）// 昼休憩 11:45～12:45	
アクセス	https://www.jpds.co.jp/company/access.html	
定員	24 名（先着順申し込み）	
受講料	22,000 円（税込 24,200 円）	
対象	電気・機械分野の研究開発者、知的財産部門の担当者	
内 容		
<p>研究・技術者、初心知財部員のための特許発明の書き方を学ぶことができる講座です。どのような発明を出願すべきか、活用できる特許発明の書き方はどうあるべきか、企業において特許出願・権利化を数多く手がけ、また特許権行使や侵害対応も担当した現役の弁理士がノウハウを余すところなくお伝えします。さらに、演習を通して特許請求範囲を自ら書くことで特許権の考え方を習得します。</p>		
プログラム		
<ol style="list-style-type: none"> 1. どのような発明が特許になるか？（特許要件） 2. 特許を出すときに必要な書類とその意味 3. 発明原稿（提案書）はどのように書けば良いのか？ 4. 発明の捉え方とその書き方のポイント（特許請求の範囲の書き方） 5. 特許請求の範囲を書いてみよう（演習） <ul style="list-style-type: none"> ・ 発明と、従来技術との違いの検討 ・ 特許請求の範囲の作成（先行技術が見つかった場合の修正も含めて） 		

【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。

URL:<https://www.jpds.co.jp/seminar/application2025.html>

【備考】

セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。

セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。